覚　　　　書

　[学校名]（以下｢甲｣という。）と広島県（以下「乙」という。）は、広島県庁仕事体験に係る学生の就業体験に関する覚書を次のとおり締結する。

（就業体験学生）

第１条　就業体験（以下「実習」という。）のために乙が受け入れる学生（以下「実習生」という。）については、別紙のとおりとする。

（実習生の身分）

第２条　乙は、実習生の身分について、甲の学生の身分を保有したまま受け入れるものとする。

（実習期間）

第３条　実習生の実習期間は、別紙のとおりとする。ただし、必要があると認めるときは、甲乙協議の上、実習期間を変更することができる。

（実習内容）

第４条　実習生の実習内容は、乙の業務に関するものとする。

（実習時間）

第５条　実習生の実習期間中における実習時間は、原則として、実習先における乙の職員の勤務時間に準じるものとする。

（賃金等）

第６条　乙は実習生に対する賃金、通勤手当等を支給しない。

（実習生の誓約事項等）

第７条　乙は実習開始前に実習生から別紙誓約書の提出を受けるものとし、甲は実習生に対し、当該誓約内容の遵守を指導するものとする。

（実習生に対する処分）

第８条　実習生が機密に属する事項を漏らした場合など、信義に反する行為があったときは、乙は速やかに甲に報告するものとする。

２　実習生に信義に反する行為があったときは、乙は実習を中止することができるものとする。

３　甲は、第１項に定める報告を受けたときは、事実確認等を経て、実習生に対して、必要に応じて戒告若しくは訓告、停学又は退学等甲の規定する措置を行うものとする。

（災害補償等）

第９条　実習生の乙における実習期間中の乙の責めに帰さない事故や災害又は実習生の通勤途中の事故、災害について、乙はその補償を行わない。

２　実習生が故意又は重大な過失により乙若しくは第三者に損害を与えた場合、又は所属の施設、設備等を毀損した場合、甲は誠意を持ってその解決に当たるものとする。

（その他）

第10条　この覚書に定める事項で疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

　この覚書は、２通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

　　令和６年　月　日

　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　乙　広　島　県

　　　　　　　　　　　代表者　広島県知事　　湯　　﨑　　英　　彦